

特定健康診査受診者の大腸がん検診受診推進事業マニュアル(健診実施機関用)

※本事業は昨年度同様、令和8年度においても継続実施いたします。取扱い方法に変更はございませんが、今一度ご確認のほどよろしく申し上げます。

《1》事業概要

特定健康診査受診率の低い40歳～69歳の特定健康診査対象者のうち、特定健康診査と大腸がん検診を同時受診した者に対し、大腸がん検診の自己負担分(300円)を助成する。

【対象者】

令和8年4月1日から継続して静岡市国民健康保険に加入している40歳～69歳の者
生年月日：昭和32年4月1日～昭和62年3月31日(令和9年3月31日年齢)

※年度途中加入者・30代は対象外

(↑A4サイズで横長のピンク色の受診券で実施する健康診査は**対象外**)

【実施期間】

令和8年5月1日～令和9年3月31日

【クーポン券】

令和4年度以降、紙のクーポン券は廃止

※特定健診受診券発送時の受診方法の案内にて、制度の紹介を行っています。チラシをご持参の上、ご来院された方がいらっしゃいましたら、ご対応をお願いいたします。

【制度利用方法】

同一の医療機関にて特定健診と大腸がん検診を同時受診する。

※申し込み日や受診日が別々でも同一月内での受診であれば、制度の対象としていただいても構いません。

《2》受診希望者の申し込み・受付方法

1) 申込み

実施医療機関は、特定健康診査と大腸がん検診の受診希望者から、受診の申し込みがあった場合は、①～⑥の手順に沿って、受付する。

- ① 健診内容の確認(特定健診と大腸がん検診以外の受診希望等)
- ② 年度内における二重受診の確認(既に特定健康診査・大腸がん検診を受診していないか。)
- ③ 健診日当日の「静岡市国民健康保険」の資格確認

※資格喪失日は、資格喪失を窓口に届け出た日でなく、資格喪失の事由が発生した日(社保加入日等)で判定する。届出日を資格喪失日と誤って理解している方や国保の保険証を持っていれば資格が継続されると認識している方もいるため、申込み時及び健診日当日の窓口にて必ず口頭で確認すること。健診日当日に資格を喪失していたことが後日判明した場合は、健診費用が自己負担になる旨も説明する。

④ 持ち物の案内(同時受診希望者)

- ア) マイナ保険証または資格確認書等
- イ) 特定健康診査受診券・質問票

【特定健康診査受診券送付時に同封されるもの】

- ・ 特定健康診査受診券 ・ 質問票
- ・ 実施医療機関一覧

- ⑤ 健診を受けるための注意事項を伝える。
- ⑥ 健診日時・場所を伝える。

２）健康診査の受診当日の受付

- ① 持ち物の確認をする。

ア) 保険証…氏名・保険者記号番号・被保険者番号・資格取得年月日を確認する。

イ) 受診券…氏名・有効期限を確認する。

※保険証又は受診券を忘れた場合の対応については、健診マニュアル本編P. 2 参照

ウ) 質問票

エ) 大腸がん検診検体（事前に送付する場合）

- ② 資格の有無及び受診回数の確認 **※必ず確認**

- ・ 「静岡市国民健康保険」の被保険者であるか確認
- ・ 年度内に２回目の受診でないか確認

※資格喪失日は、資格喪失を窓口に届け出た日でなく、資格喪失の事由が発生した日（社保加入日等）で判定する。届出日を資格喪失日と誤って理解している方や国保の保険証を持っていれば資格が継続されていると認識している方もいるため、申込み時及び健診日当日の窓口にて必ず口頭で確認すること。健診日当日に資格を喪失していたことが後日判明した場合は、健診費用が自己負担になる旨も説明する。

- ③ 特定健康診査受診券の氏名と保険証の氏名が同一人物であるかと有効期限を確認し、回収する。

３）問診

※通常の特健康診査・大腸がん検診の実施時と同様

《３》健康診査の実施

※通常の特健康診査・大腸がん検診の実施時と同様

《４》健診結果の通知

※通常の特健康診査・大腸がん検診の実施時と同様

《５》結果データの入力

※通常の特健康診査の実施時と同様（大腸がん検診は対象外）

《６》結果データファイルの送付

※通常の特健康診査の実施時と同様（大腸がん検診は対象外）

《７》請求・決済について

- ① 特定健康診査の請求

※通常の特健康診査実施時と同様

- ② 大腸がん検診の請求

別添の検診票・実施報告書・請求書の記載例を参考に請求してください。